

看護師の特定行為研修制度

「特定行為研修」について、より理解を深めていただくために、研修受講者や指定研修機関の医師等の御協力をいただき本資料を作成しました。

看護職の皆様にも今後の受講を検討していただく資料として、また、管理者の皆様には職員の派遣を考えていただく際の参考として御活用いただければ幸いです。

作成：福島県保健福祉部医療人材対策室



看護師の特定行為研修制度（内容）

Q1 研修制度の目的は？

Q2 研修はどこで受ける事が出来るの？

Q3 研修修了者の声

- 研修後はどのような活動をしているのか？
- 研修を受ける前と何が変わったのか？

～修了者の声～

- 星総合病院（平成29年3月研修修了）
- 須賀川病院（平成29年9月研修修了）



看護師の特定行為研修制度（内容）

Q4 受講者（現在受講中の方）の声

- 何を学び、どう感じている？
- 研修機関まで遠くても大丈夫？

■福島県立医科大学(平成29年度受講生)



Q5 医師の立場から 研修への期待と課題

- 星総合病院
- 須賀川病院
- 県立医科大学



Q6 県の支援制度について

1 看護師の特定行為研修の目的

○チーム医療の推進。



○各医療従事者の高い専門性の発揮と互いの連携

○看護師には患者さんの状態を見極め、必要な医療サービスをタイムリーに行うなどの対応が期待されている。

○一定の行為を特定行為と規定し、医師の作成した手順書により行為を実施可能な看護師を養成する研修制度が創設された。

2 県内の看護師の指定研修機関



県内では3病院が指定研修機関としての指定を受けています。

	病床数	特定行為区分	共通科目定員 (令和元年度)	指定
公益財団法人 星総合病院	430	4区分	14名	平成28年 2月
医療法人平心会 須賀川病院	114	8区分 1パッケージ	6名	平成28年 8月
公立大学法人 福島県立医科大学	778	18区分	30名	平成29年 2月

※県外の指定研修機関は厚生労働省HP参照（医療＞施策情報＞特定行為に係る看護師の研修制度）

3 研修修了者の声①（星総合病院で受講）



受講した後、現場でどう活用してる？
受講前と何が変わったの？

所属：星訪問看護ステーション 戸崎 亜紀子さん（区分：創傷管理関連）

- この一年、正直デブリードマンは実施していません。しかし、特定行為を実施するか、あるいは実施しないかの判断の際に看護職として根拠をもって説明できるようになりました。
- 病態生理や臨床推論などを学んだことで、医師との連携（何を報告し相談したほうがいいか、しなくていいか）が明瞭になりました。
- 褥瘡だけでなく、病態アセスメントや対応力が向上し、根拠をもってスタッフやケアチームメンバーに説明や依頼ができるようになりました。

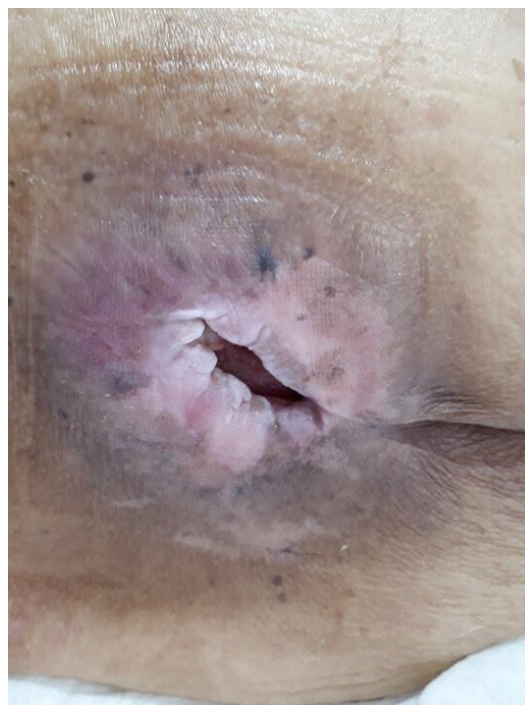
3 研修修了者の声②（星総合病院で受講）

☆特定行為研修を受講して（区分：創傷管理関連）

病態の理解と創部への影響、創部のアセスメント、処置の決定、出血などの対応に加え、ご家族や訪問看護師さんへのわかりやすい説明の仕方や、在宅でできる簡便な処置の方法などのスキルを構築しました。



訪問同行介入初回



介入3ヵ月後

褥瘡の悪化で介入の依頼を頂きました。
デブリードマンを行い、ポジショニングを見直し、介入3か月後に著明な改善がみられました。



所属：星総合病院
褥瘡管理者（専従）
皮膚排泄ケア認定看護師
永崎 真利子さん

3 研修修了者の声③（須賀川病院で受講）



受講した後、現場でどう活用してる？
受講前と何が変わったの？

所属：須賀川病院

区分：呼吸器（気道確保に係るもの）関連、呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連、呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連

- 特定行為研修で学習した臨床推論などが日々の臨床現場でアセスメントの判断材料となっています。
- 他のスタッフより相談される機会も増え、学習内容、知識を共有、看護レベルの向上につながっています。
- 医師の治療方針を予測し早めに対応することで、治療がスムーズに行われるようになりました。

3 研修修了者の声④（須賀川病院で受講）

所属：須賀川病院 区分：呼吸器（気道確保に係るもの）関連、呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連、呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連

- 気切カニューレ交換など今までは医師の時間に合わせて行っていました。が、医師の包括的指示で特定行為を行う場合は患者さんの時間に合わせて行えるようになりました。

- 特定行為を看護師が行うことで医師の負担の軽減につながり、急性期病院としての役割、機能を今まで以上に果たせるようになりました。

- 特定行為研修後、他部門との関わりが増え退院調整に役立つことが多くなりました。

4 研修受講者の声①（県立医科大学 特定行為研修受講中）

○受講中の特定行為区分

呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
ろう孔管理関連

• 研修を受講させていただき、アセスメント力が向上し、利用者の体調の変化に早く気づくことが出来ると思います。

• これまで受診や往診で交換していたカニューレや胃瘻交換が出来ることで待ち時間の解消や移動による負担軽減を図ることが出来ると感じました。

• 予定の研修期間が変更になりステーションスタッフの負担増と管理者との勤務調整が必要なことがあったが、実習受け入れ先の病院スタッフにとっても親切に教えていただき、特定行為を行うことに対して自信を持つことができました。



4 研修受講者の声②（県立医科大学 特定行為研修受講中）

○受講中の特定行為区分

呼吸器(気道確保に係るもの)関連

呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連

動脈血液ガス分析関連

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連



再学習の機会、視点の変化

- 基礎教育や認定看護師教育終了後、改めて知識を再確認し、最新の知見を学ぶ機会となりました。
- 臨床推論など医師の思考過程を学び、少しですが視点が変わったように感じます。
- 研修自体は、働きながら行うのは容易でなく、職場や家族など周囲の理解が不可欠でした。

4 研修受講者の声②（県立医科大学 特定行為研修受講中）

認定看護師としてできること

- 救急看護認定看護師として、またRRT（ラピッドレスポンスチーム）やRCT（呼吸ケア）のチームメンバーとして施設を横断的に活動しています。その活動の中で「この患者さんに呼吸器の調整ができればいいのに」、「動脈血ガス検査が行えれば早く対応できるのでは」などと思う場面がありました。
- 認定看護師は教育課程で叩き込まれた知識を持ち、各施設で求められ、すでに実践している役割があると思います。すでに相談を受けたり、多職種を繋いだりする役割も担っています。土壌があるところに、この特定行為が加わることで、よりスピーディに患者さんに必要な介入が必要な時に行えるのではないかと考えています。
- これから何ができるのか、まだ手探り状態です。大学病院で実践可能な特定行為があるのか、研修中も悩みながらの日々です。この新しい制度を活用し、患者さんの回復のために何ができるのか、考え続けていきたいと思っています。

4 研修受講者の声③（県立医科大学 特定行為研修受講中）

遠方から研修を受講した立場から

自宅(会津若松市)から福島県立医科大学までの距離は約90kmで、移動時間は自家用車で高速道路を利用した場合、約1時間30分を要します。講義や実習開始時間までに余裕を持って移動となると早朝に移動することもあります。私は研修期間中は毎日通っていましたが、実際移動だけで疲労してしまうこともありました。



遠方から受講する工夫やコツになるかは分かりませんが、とにかく健康管理には気をつけていました。帰宅した後も課題や自己学習などで大変ですが、無理はせずに食事、睡眠、自由時間はしっかりとることで、場合によっては研修先周辺に宿泊することも必要かもしれません。

これに伴い交通費や宿泊費が気になるところですが、自施設では福島県の支援制度である【特定行為研修参加支援事業】を利用しており、自己負担の軽減に繋がっています。

また、自施設で看護師特定行為について理解があることが、今後の活動に向けて大変心強いものとなっています。



5 医師の立場から(星総合病院 創傷管理関連担当)



看護師の特定行為研修に期待する事と今後の課題について

- 期待
- ①タイムリーな褥瘡処置・デブリードマンが可能
 - ②褥瘡予防の地域(グループ)内の標準化が可能
⇒同じ考え方をもったリーダーが増えて繋がる

- 課題
- ①研修修了生の急増は見込みが薄い
(授業時間が長い 授業料が高い 仕事との両立が困難
職場の理解・推薦が必要など受講に障がいが多い)
 - ②診療報酬体制が整備されていない
 - ③特定行為制度の認知度が医療界でも低い

5 医師の立場から（須賀川病院）

研修への期待

- 医師が行う症候の診断過程、治療方針までの思考過程を理解できるようになり、患者状態の的確な判断のもと、より安全に特定行為手技の実施や医療チームや医師への的確な報告ができるようになることが期待される。
- 特定行為研修修了者が医療現場に配属されることで、看護師全体のボトムアップが期待される。
- 医師と看護師の相互の信頼関係が高まり、コミュニケーションが活性化することで、医療の質と安全の向上につながることを期待できる。
- 研修修了者との信頼関係向上と連携強化により、指示や報告が短時間で確実にできるようになることが期待できる。

5 医師の立場から（須賀川病院）

研修の課題

- 研修時間及び症例数の確保、研修の質の担保・向上が不可欠であり、研修時間、研修内容、特定行為の範囲の見直し
- 特定行為研修についての理解と協力
- 修了者の特定行為に係る知識及び技能の担保・向上
- 修了者が活躍しやすい環境整備
- 定期的な手順書の妥当性の検証や特定行為の実施に係る症例検討等の実施
- 特定行為の実施に係る診療報酬加算

5 医師の立場から（福島県立医科大学）

• 期待

- 地域の様々な医療現場で、よりよい医療を提供するために、キーパーソンとしての役割を担っていただきたい。
- 急速な高齢化と慢性的な医師不足のため活躍が期待される。
- 看護師の特性を生かしつつ、医師の思考を理解してほしい。

• 課題

- 各施設で看護師による実践が求められる特定行為を検討し、研修修了後に実践可能な看護師を派遣していただきたい。
- 特定行為を実践するには医師の理解と協力が必須である。
- 研修終了後のフォローアップがとても大事。
- ボランティアでは継続できない。診療報酬への反映が必要。
- 研修生の増加には、各施設への人的支援も必要。
- 看護師教育の中に、本研修の情報提供の機会を設ける。

6 特定行為研修の受講に関する県の支援制度

～特定行為研修推進事業～

福島県では、特定行為研修を受講しやすい環境を整備し、研修修了者の養成を推進します。

特定行為研修を受講者を派遣する場合に本事業の対象となります。

【補助制度の概要】

- 補助対象 看護師の特定行為研修に職員を派遣する施設
- 対象経費 ①受講に係る経費（受講料、旅費及び宿泊料）
②訪問看護ステーション：研修参加のための代替職員人件費
- 補助率 ①補助基準額（500千円）の10/10以内
内訳：受講料415千円（上限）
旅費・宿泊料85千円（上限）
②補助基準額（700千円/事業所※）の10/10以内

※令和2年度予定

資料を作成するにあたり、特定行為研修修了者、受講者、指定研修機関の医師の皆様にご協力をいただきました。率直な感想や御意見をいただき感謝します。今後も特定行為研修に関して必要な情報をお届けしたいと考えておりますので、研修に関する御質問などがありましたら、下記までお寄せください。
福島県保健福祉部医療人材対策室 看護人材担当（電話024-521-7222）

